

鎌倉市子育て支援センター（玉縄）指定管理者募集要項

玉縄子育て支援センター（以下「センター」という。）の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、鎌倉市子育て支援センター条例（平成 14 年 3 月 26 日鎌倉市条例第 27 号。以下「センター条例」という。）第 4 条の規定により、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 設置目的

(1) センター

主に乳幼児親子を対象に、地域における子育て支援を積極的に推進し、地域福祉の一層の増進を図ることを目的とします。

2 指定管理施設の名称所在地

名 称	所 在 地
玉縄子育て支援センター	岡本二丁目 21 番 19 号

3 指定管理者が行う主な業務内容

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) センターの事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

※詳細は、「鎌倉市子育て支援センター（玉縄）の管理に関する指定管理業務仕様書」による。

4 指定期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日（5 年間）

5 指定管理料

センターの指定管理料に係る全ての経費は、市からの指定管理料及びその他の収入をもって充てるものとします。

(1) 指定管理料

市が支払う指定管理料の金額等については、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支予算書をふまえ、予算編成過程や予算の議決を経て、当初予算額の範囲内で当該年度の年度協定の締結時に決定するものとします。

(2) 指定管理料の額

指定期間中（5 年間）の指定管理料の総額は、89,599,000 円以下とします。

指定管理料の積算基礎には次の経費が含まれています。

ア 人件費（給与・交通費など）

イ 物件費（消耗品費・塵芥処理費・備品・遊具・傷害保険料・賠償保険料など）

ウ 通信費（電話代、インターネット利用料など）

※当事業は第二種社会福祉事業に位置付けられているため、非課税となります。

※光熱水費は市が負担します。

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料は、別途締結する協定に基づき、会計年度ごとに指定管理者の請求により、月毎分割して支払うものとします。

なお、指定管理者として決定後の実際の指定管理料は、指定管理者が提案書において提案した額を基本に、予算の範囲内で年度毎に締結する協定の中で決定します。

(4) 指定管理料の清算

指定管理業務を市が示した基準どおりに確実に実施する中で、経費の縮減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として清算により返還を求めません。

(5) 区分経理

指定管理者は、事業実施に係る経理事務を行うに当たり自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設け、市の要求がある場合は、経理書類を開示するとともに、当該事業に関して市の実施する監査業務が受けられる体制を整えてください。

(6) 管理口座

経費は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）自身の口座とは区別し、指定管理業務専用の口座で管理してください。

6 市と指定管理者の業務分担及びリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、別表1 リスク分担表のとおりとします。ただし、別表1に定める事項で疑義がある場合又は別表1に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

7 応募に関する事項

(1) 業務開始までのスケジュール(予定)

募集要項等の配布	令和8年 9月1日（火）～9月28日（月）
現地説明会	9月10日（木）
質問事項の受付	9月10日（木）～9月14日（月）
応募書類の提出	9月14日（月）～9月28日（月）
審査	10月23日（金）（時間、場所は、別途通知します）
選定結果の通知	11月中旬頃
市議会における議決	12月中旬頃
指定管理者の指定の通知	1月上旬頃
指定管理業務に係る協定の締結	2月
指定管理者による管理の開始	4月～

(2) 応募者の資格

条例第 1 条に掲げる設置趣旨に沿って、センターの指定管理業務を安定した経営基盤のもとに実施できる法人等とし、次の事項に該当する法人等とします。

ア 鎌倉市玉縄地域で活動を行う、子育て関連の市民活動団体であること。

イ 過去に、指定管理者指定の取り消しを受けたことがないこと。

ただし、発注者の事情によるものは除く。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に抵触しないこと。

エ 諸税を滞納していないこと。

オ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条に定める暴力団、又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

カ 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項及び第 2 項に反していないこと。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

ク 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成団体になることもできません。

ケ グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、業務遂行上支障がないと市が判断した場合は変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

※ グループで応募する場合に当たっては、すべての構成団体が上記イ〜クに該当しないこと。

※ カ及びキについては、提出された応募書類等を基に、鎌倉市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うことがあります。

8 応募方法等について

(1) 募集要項の配布等について

ア 配布期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日（火）から 9 月 28 日（月）まで（土・日、祝日は除く）

イ 配布時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）

ウ 配布場所

鎌倉市役所こども家庭相談課（本庁舎 1 階 42 番窓口）で配布します。

また、市のホームページからもダウンロード可能です。

(2) 現地説明会

応募予定者を対象に、現地説明会を開催します。

参加を希望する団体は、令和 8 年（2026 年）9 月 3 日（木）午後 4 時までにこども家庭相談課に連絡するものとします。

ア 開催予定日

令和 8 年（2026 年）9 月 10 日（木）玉縄子育て支援センター

※ 日程及び実施時間帯については、参加希望団体数により調整します。天変地異等によ

り予定は変更する場合があります。

イ 参加者数

1 応募予定団体につき 2 名までとします。

(3) 質問事項の受付

ア 受付期間

令和 8 年（2026 年）9 月 9 日（水）から 9 月 14 日（月）まで

イ 受付方法

電子メールで受け付けます。

来庁及び電話等による口頭でのお問い合わせには一切応じられません。

電子メール こども家庭相談課家庭支援担当

kokatei-sien@city.kamakura.kanagawa.jp

ウ 回答方法

令和 8 年（2026 年）9 月 18 日（金）までに質問回答書をホームページで公表します。

質問回答書は、この募集要項及び仕様書と一体のものとして、募集要項及び仕様書と同等の効力を有するものとします。

(4) 申請方法について

ア 申請期間

令和 8 年（2026 年）9 月 14 日（月）から 9 月 28 日（月）まで（土・日、祝日は除く）

イ 申請時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）

ウ 申請場所

鎌倉市役所こども家庭相談課（本庁舎 1 階 42 番窓口）に提出するものとします。

エ 申請書類

別紙「指定管理者指定申請書」の中の「添付書類」のとおり。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

また、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 提出部数

正本 1 部、正本の写し 8 部、A 4 ファイル（縦サイズ）に綴って提出するものとします。

なお、正本の写しのうち 7 部については、名称・代表者氏名やロゴマーク、固有名詞等、応募者が特定できるような箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成するものとします（パンフレット等を含む。黒塗りした部分が透けて見えることが無いよう、黒塗り後、さらにコピーするなどして作成するものとします。黒塗りされていない箇所が見受けられた場合や、黒塗りした部分が透けて見える場合等は、あらためて黒塗り作業を求める場合があります。）。

カ 注意事項

（ア）市では、これまでの実績から指定管理料の上限額（予定金額）を算出しています。

予定金額を超えて指定管理料が提示された場合は、選定の対象とはなりません。

（イ）収支予算書は、選定を行うために提示していただく金額であり、指定管理者とし

て決定後の実際の委託料（指定管理料）は予算の範囲内で決定します。課税分と非課税分を分けるものとし、指定期間分を年度毎に作成するものとします。

施設管理料には、光熱水費、電信料、維持修繕経費、機械警備費等の施設の維持管理に係る経費を計上するものとします。

- (ウ) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (エ) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。
- (オ) 申請に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- (カ) 申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守するものとします。
- (キ) 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他、市が必要と認めるときは、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

- (ク) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとします。

9 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、玉縄子育て支援センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、別表に定めた選定基準に基づき審査し、採点を行います。採点の結果、最高得点を獲得した団体を優先交渉権者としませんが、最高得点を獲得した団体が複数あった場合は、委員の意見を集約した上で1団体に絞り込みます。

応募団体が1団体であっても選定委員会を開催し、指定管理者の候補者の適否について審査します。

なお、委員数×110点を満点とし、合計得点数が60%未満の団体は、優先交渉権者として選定しません。また、同一評価項目において、2人以上の委員の評点が1点の場合については不合格とします。

市は、優先交渉権者と協議成立後、指定管理者候補者と定め、市議会の議決を経て市長が指定管理者を決定します。

なお、優先交渉権者と協議が成立しない場合は第2順位の交渉権者と、その後、第2順位交渉権者との協議が成立しない場合は、第3順位交渉権者と順次協議します。

(1) 選定基準

別表2選定基準のとおり審査項目を設定し、配点を定めます。

(2) 選定方法

ア 資格審査

申請書の提出後、応募者が参加資格要件を満たしているか、事務局で審査を行います。

イ 公開ヒアリング

応募者からのプレゼンテーションを行い、その内容について次のとおり公開ヒアリングを実施します。

(ア) 実施日時 令和8年（2026年）10月23日（金）（予定）

(イ) 実施場所 鎌倉市役所会議室等（予定）

※ 開催日時及び場所等については、申込状況等を勘案し、後日お知らせしますので、ご承知おきください。

(ウ) 出席者は、1 法人等につき 3 人以内とし、必ず指定管理施設において業務を担当する者を含めるものとします。

(エ) プレゼンテーションは、指定管理施設において業務を行う主たる担当者が行うものとします。

(オ) 配布資料がある場合は、8 部用意するものとします。

(カ) プレゼンテーションでは、プロジェクター等を用いることができます。

ただし、使用する機材はすべて応募者が用意するものとします。公開ヒアリング実施日に動作確認の時間を設ける予定です。

(キ) プレゼンテーション内容は、提案書類に基づくものに限るものとし、時間は、プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング概ね 20 分を予定していますが、応募状況に応じて変更することがあります。

(ク) プレゼンテーションの順番は、申し込み順とします。

(ケ) 傍聴者の人数は 3 人以下とします。

(3) 指定管理者候補者選定結果の通知・公表

ア 選定結果の通知

令和 8 年（2026 年）11 月を予定しています。

応募者全員に文書で通知するとともに、市のホームページにおいても公表します。

イ 指定議案の提案

令和 8 年（2026 年）12 月議会を予定しています。

ウ 指定の通知

令和 9 年（2027 年）1 月を予定しています。

(4) 接触の禁止

選定委員会委員及び本件に従事する市職員に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

10 指定管理業務に関する協定の締結

(1) 指定管理者の指定議案議決後、指定期間に関する事項、指定管理業務に関する事項、市が支払うべき指定管理費用等について、協定を締結します。

(2) 指定期間全体を対象とする事項については基本協定で定め、年度ごとに変動する事項については年度協定で定めるものとします。

(3) 指定管理者が法人等のグループである場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出するものとします。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当する場合は、指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理業務が、仕様書に定める条件を充足しないと認められるとき。

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の継続が困難と認められるとき。

ウ 社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

- (5) 協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

11 その他

(1) 実施状況の把握と反映

指定管理者は、利用者に意見を聴取し、利用者の満足度、提供事業の満足度、施設の管理上の指摘などについてアンケート調査を実施し、その結果及び業務改善への反映状況を市に報告するものとします。

市は、事業報告書の結果等を考慮した上で、指定管理者の業務が一定水準を満たしていないと判断した場合、業務の改善等必要な指示を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、速やかに市に報告するものとします。市は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提示を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、指定管理者は市に生じた損害を賠償することになります。

ウ 不可抗力

不可抗力その他市又は指定管理者の責に帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(3) 業務の引継ぎについて

指定管理終了又は指定の取消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ場合は円滑な引継ぎを実施するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

また、引継ぎに際し、必要となる手続きや資料等に要する費用も全て負担するものとします。

(4) 原状回復について

指定管理者は、指定管理期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復をして施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引渡すものとします。

(5) 職員の雇用について

現在、センターに勤務する職員や市内在住者への配慮に努めるものとします。

(6) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守するものとします。

(7) 文書の管理・保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し又は受領する文書等は、適正に管理・保存するものとします。

また、指定期間終了時に、市の指示に従って引き渡していただきます。

(8) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことや、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(9) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義がある場合は、市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

12 問い合わせ先

応募や募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

なお、問い合わせ時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。（正午から午後1時を除く）

鎌倉市教育委員会 こどもみらい部 こども家庭相談課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話番号 0467-23-3000（内線 2874）

電子メール こども家庭相談課 kokatei-sien@city.kamakura.kanagawa.jp

別表1 リスク分担表

種 類	リスクの内容	負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	施設の管理・運用に直接関係する法令等の変更	○	
事業の変更・中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
不可抗力	天災・暴動等による施設・設備の復旧費及び業務の履行不能	協議事項	
物価・金利の変動	物価変動による経費の増 (急激な物価変動については協議事項)		○
施設等の維持管理	警備・保守点検・定期清掃 (※1)・害虫駆除等	○	
	光熱水費	○	
	塵芥処理費		○
	軽微なもの		○
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修に係る費用が1件当たり5万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定により定めたサービス水準に不適合である場合		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
損害賠償保険の加入	賠償責任保険及び施設入場者傷害保険の加入		○
近隣からの苦情	センターの設置に関するもの	○	
	センターの管理運営に関するもの		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途における業務の廃止、若しくは指定取消しによる指定管理者の撤収費及び引継ぎに要する費用		○

※1 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、鎌倉市と指定管理者が協議の上定めることとします。

別表2 選定基準

条例第10条第1項の基準	評価項目	評価の視点	評価	
			満点	得点
(1) 市民の平等な利用が確保されること	運営の基本方針	十分な実績に基づき、市民の平等な利用の確保ができる体制か、センターの設置目的を達成できる体制か	5	
	情報管理について	個人情報保護と情報公開の適切な取扱いができるか	5	
(2) センターの適切な管理ができること	センター業務について	妊婦、パートナーも対象とした子育てひろばの運営に関する提案	10	
		妊娠期、子育て相談に関する提案	10	
		情報の収集、提供についての提案	5	
		妊娠期、子育て及び子育て支援に関する講習会、催し等についての提案	10	
	地域との連携	地域の特性を踏まえた地域住民・団体との連携・協力体制、子育ての孤立防止の取組の提案	10	
	モニタリングに関して	利用者の声を的確に把握し事業に反映できる計画か、また自己評価を行い、その結果を事業に反映できる計画か	5	
	要望・苦情への対応	要望・苦情へ対応する体制が確保されているか、また、要望・苦情が運営に生かされる体制となっているか	5	
	危機管理体制について	災害・業務管理上の事故防止・防犯・感染症等への対策に関する考え方や取組が適切か	5	
(3) 相当の知識経験を有するものを配置できること	人員配置に関して	十分な資格・経験等を有するスタッフが配置されているか、人員配置は適切か	10	
	人材育成等に関して	スタッフの質を確保するために、研修等の適切な人材育成の体制がとられているか	10	
(4) 安定した経営基盤を有すること	事業の継続性・安定性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか、また財務諸表に対する適正なチェック及び情報開示体制を有しているか	10	
(5) 経費の削減を図られること	経費削減の工夫に関して	効率的な支出を図る工夫がなされているか、また無理のないバランスのとれた収支計画となっているか	10	
合計点			110	